

【回答編】 インクルーシブ教育システム研修会【校長層】

番号	問題	予想(○×)	理 由 等
Q 1	我が国は、今後、特別支援教育からインクルーシブ教育に移行していく。	×	インクルーシブ教育システム構築の為に、特別支援教育をさらに進めていく。
Q 2	インクルーシブ教育システムの構築が推進されていくと、特別支援学校は無くなる。	×	連続性のある多様な学びの場を用意していく。
Q 3	教育の場における合理的配慮とは、これまでの配慮をもとに再整理された新しい概念である。	○	新しい概念ではあるが、これまでの配慮を3観点11項目に再整理したもの。
Q 4	教育の場における合理的配慮の提供について、本人・保護者からの「意思の表明」がない場合には、合理的配慮の提供を行わなくともよい。	×	基本は、「目の前の子どもが十分な教育を受けられるために必要な配慮は、どんどん実施すべき」である。
Q 5	合理的配慮は、「均衡を失した又は過度の負担」であったとしても、実施しなければならないものである。	×	過度な負担であるかどうかを、代替え案も含めて検討し、合意形成のもと決定。
Q 6	学校においては、障害のある子どもが、障害のない子どもと共に学べるようにするために合理的配慮を提供するのであるから、特別支援学校における合理的配慮は必要ない。	×	合理的配慮とは、教育を受ける権利を享受・行使することを確保するために、個別に必要なもの。
Q 7	「障害者に対する合理的配慮」としたとき診断書等がない子供の場合は、障害児ではないので合理的配慮は提供しなくてもよい。	×	障害者基本法第2条では障害者の規定として、手帳の有無は問うていない。
Q 8	入学試験等における合理的配慮について、公正を保つ関係で実施するべきではない。	×	通知には、できるだけ実施すると明記されている。
Q 9	平成28年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行された。それにより、合理的配慮の提供については、私立学校には努力義務が、国立学校・公立学校には法的義務が課せられた。	○	私立学校は、対応指針を参考として努力義務が課せられている。国立・公立学校には義務化された。
Q 10	「合理的配慮」とは、平成25年に成立した「障害者差別解消法」において初めて法律に明記された言葉である。	×	障害者基本法第4条に明記されている。その具現化を目指したものが障害者差別解消法である。